

様式 2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 22

所管課かい名 スポーツ振興課

許認可等の内容	梅ヶ島キャンプ場、玉川キャンプセンターの利用の目的の変更の許可	
根拠法令等及び条項	静岡市キャンプ場条例第 10 条	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	<p>静岡市キャンプ場条例（平成 15 年静岡市条例第 131 号）</p> <p>（利用の目的の変更等の禁止）</p> <p>第 10 条 利用者は、利用の目的を許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定</p> <p>理由：個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ず、法令の定めた内容以上に具体的基準を設けることができないため。</p>
	設定年月日	平成 年 月 日設定（平成 28 年 4 月 1 日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10 日（休日を含む。）
	設定年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終設定）